

山梨県障害者施策推進協議会公募委員選考委員会設置要領

第1 目的

この要領は、山梨県障害者施策推進協議会の公募委員を選考するため、山梨県障害者施策推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事務

選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 山梨県障害者施策推進協議会の公募委員の選考（以下「選考」という。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、選考に必要な事項に関すること。

第3 組織

選考委員会の組織は次のとおりとする。

- (1) 選考委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置き、山梨県福祉保健部理事をもって充てる。
- (3) 委員長は、選考委員会に関する事務を処理し、選考委員会を代表する。
- (4) 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。
- (5) 選考委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第4 費用弁償

委員が職務のために旅行したときは、その旅行について、山梨県障害者施策推進協議会委員の例により費用弁償として旅費を支給する。

第5 庶務

選考委員会の庶務は、山梨県福祉保健部障害福祉課において処理する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3関係）

役職等
山梨県福祉保健部理事
山梨県福祉保健部福祉保健総務課長
山梨県福祉保健部障害福祉課長